

第10章 被扶養者に対する保険給付

第1 家族療養費・家族訪問看護療養費・保険薬局での調剤

被扶養者が70才以上の方は、第12章健康保険高齢受給者も参照ください。被扶養者も被保険者の場合と同様に、保険証等により資格情報の確認ができたときは、自己負担として入院、外来とも3割（未就学児の自己負担は入院、外来とも2割）を支払います。訪問看護ステーションから看護師等の訪問を受けた場合も同様です。ただし、入院時食事代の自己負担は政令で定められた額を定額負担します。

第2 家族高額療養費

被扶養者が保険診療を受けたとき、一部負担金を保険医療機関に支払いますが、その額が政令で定められた額を超えた場合に支給されます。支給額等については被保険者の場合と同様です。

ただし、入院時の食事療養費、生活療養費の一部負担は対象になりません。

第3 第二家族療養費

第二家族療養費は、被保険者に対して支給される療養費と同様に、被扶養者が保険医療機関を受診することが困難な場合、また、やむを得ず保険医療機関以外の医療機関を受診した場合、その要した費用の7割（未就学児は8割）に相当する額が支給されます。

第二家族療養費の支給を受けることができるのは以下の表に示すとおりです。

「健康保険療養費支給申請書」（給5）につぎの書類を添付して申請してください。

療養費の支給対象事由	申請に添付する書類
急病等により、保険証を持たずに受診したとき	領収書、診療報酬明細書
国民健康保険等の保険証を使用し医療費の返還を行ったとき	領収書、診療報酬明細書
保険医の同意を得て、はり・きゅう・あんま マッサージ・指圧の施術を受けたとき	領収書、施術内容証明書、 保険医の同意書（①又は②のとき） ①初療日 ②施術継続時は初療日から 6ヵ月ごと
保険医の指示でコルセット・義手・義足・義眼等 の治療用装具を購入して装着したとき	領収書、保険医の証明書、 装具作成確認書、 作成装具の写真
四肢リンパ浮腫や慢性静脈不全による難治性潰瘍 の治療のため、弾性着衣を購入したとき	領収書、弾性着衣装着指示書

小児弱視等の治療で眼鏡・コンタクトレンズを作成し購入したとき	領収書、保険医の作成指示書 (検査結果を明記したもの)
スティーヴンス・ジョンソン症候群および中毒性表皮壊死症の後遺症により、輪部指示型角膜形状異常眼用コンタクトレンズを購入したとき	領収書、保険医の作成指示書 (支給対象疾病のために作成指示したことが確認できるもの)
海外で治療を受けたとき	海外の病院で発行された「診療内容明細書」「領収明細書」、日本語翻訳文、パスポート写し海外医療機関に照会を行うことの同意書
生血液の輸血を受けたとき	領収書、輸血証明書

第4 家族移送費

趣旨、受給額、手続きは被保険者と同じです。

第5 家族埋葬料

被扶養者の死亡の場合に、葬祭費の一部として被保険者に対して、一律政令で定められた額が支給されます。死産児は被扶養者になりませんから、たとえ埋葬しても家族埋葬料は支給されません。

家族埋葬料の請求手続きは、被保険者の項で述べたとおりです。

被扶養者に係る請求の場合はそれぞれ請求用紙に氏名・年月日等を洩れなく記入してください。

第6 家族出産育児一時金

家族出産育児一時金は、被扶養者が出産したときに、その出産に要した費用の一部として、一律に政令で定められた額が支給されます。

家族出産育児一時金の請求手続きは被保険者の項で述べたとおりです。